

お知らせ

皆様の御協力により青森県が進めております、一般国道338号改築工事（白糠バイパス・青森県下北郡東通村大字白糠字赤平地内から同村大字白糠字銅屋地内まで）並びにこれに伴う附帯工事及び村道付替工事について、令和7年7月18日付けで土地収用法による手続開始の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆様に、土地収用法第28条の2の規定により、次のことについてお知らせします。

記

- 1 事業の認定の告示があった土地
 - イ 収用の部分
青森県下北郡東通村大字白糠字赤平、字田ノ頭、字前田、字家ノ上、字大川目及び字銅屋地内
 - ロ 使用の部分
青森県下北郡東通村大字白糠字赤平、字田ノ頭、字前田、字家ノ上及び字銅屋地内
 - 2 収用または使用の手続きが保留されている起業地
青森県下北郡東通村大字白糠字赤平、字田ノ頭及び字前田地内
 - 3 今回手続を開始する土地
 - イ 収用の部分
青森県下北郡東通村大字白糠字田ノ頭及び字前田地内
 - ロ 使用の部分
青森県下北郡東通村大字白糠字田ノ頭及び字前田地内
 - 4 土地の保全について
事業の認定の告示があった後においては、青森県知事の許可を受けなければ、起業地について明らかに事業に支障を及ぼすような形質の変更などはできません。
なお、手続を保留している地内の土地につきましては、手続の保留が解除されるまで、次の5から11までのことについては関係ありませんので御注意ください。
 - 5 土地価格の固定について
前記3の土地については、手続開始の告示があった日をもって土地価格が固定されることとなります。
 - 6 関係人の範囲の制限について
前記3の土地については、手続開始の告示があった日以後に、新たに権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれないこととなります。
 - 7 損失補償の制限について
前記3の土地については、手続開始の告示があった日以後に、土地の形質を変更し、工作物を新築し又は増改築等するときは、あらかじめ青森県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。
 - 8 裁決申請の請求について
裁決申請は、起業者が行いますが、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人は、自分が権利を持っている土地について裁決の申請を早く行うよう起業者に対して請求することができます。
 - 9 補償金の支払請求について
土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いを起業者に対して請求することができます。
 - 10 明渡裁決の申立てについて
明渡裁決の申立ては、土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときなどに、直接青森県収用委員会に対して行うことができます。
 - 11 パンフレットの配布について
補償等に関する詳しい内容については、パンフレット「土地収用法が適用されるとき補償等についてのお知らせ」に記載されていますので、必要な方は青森県下北県土整備事務所用地課又は東通村建設課においてくだされば配布いたします。
- その他不明な点については、下記連絡先に御照会ください。

起業者の名称	青森県
連絡先住所	青森県下北県土整備事務所用地課 〒035-0073 青森県むつ市中央一丁目1番8号
電話	0175-22-8581
FAX	0175-22-9540